

第十一号議案

江戸川区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
江戸川区特別職報酬等審議会条例（昭和四十年一月江戸川区条例第九号）の
部を次のように改正する。

第一条中「及び副区長」を「、副区長及び教育委員会教育長」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第一条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に
する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正後
の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）
以下「新法」という。）第四条第一項の規定により任命される新法第十三条第
一項の教育長の給料の額について適用する。

（説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）

の改正に伴い、特別職の身分を有することとなる教育長の給料の額について審議の対象とする必要があるもので、本案を提出いたします。